

板橋区受動喫煙防止対策検討会

報告書

令和元年 6 月

目 次

第 1 章 検討の経緯について	1
第 2 章 国や都の受動喫煙防止対策について	
1 改正法	2
(1) 健康増進法の一部改正の趣旨	2
(2) 施設の類型	2
2 東京都受動喫煙防止条例	3
3 改正法と都条例の比較	3
(1) 概要	3
(2) 施設類型ごとの規制内容	4
(3) 施行スケジュール	4
第 3 章 区民健康意識調査、関連団体の意見等について	
1 区民健康意識調査結果	6
2 関連団体への意見照会	7
(1) ～ (8)	
3 板橋区議会への陳情	10
第 4 章 区施設の対応方針について	
1 改正法、都条例の規制対象となる区施設	11
(1) 区の施設分類	11
(2) 分類別対応方針	11
(3) 実施時期	12
2 改正法、都条例の規制対象外施設等	12
(1) 公園について	12
(2) 道路と路上禁煙地区の喫煙場所について	12

第5章 受動喫煙防止対策について

- 1 受動喫煙防止対策の4つの柱・・・・・・・・・・ 14
 - (1) 区民・事業者への新制度の普及啓発と相談窓口の開設・・ 14
 - (2) 新制度に向けた区施設の環境整備・・・・・・・・・・ 14
 - (3) 屋外の環境整備・・・・・・・・・・ 15
 - (4) 禁煙・受動喫煙防止を促す健康支援・・・・・・・・ 16
- 2 今後の方針
 - (1) 区施設の受動喫煙防止対策について・・・・・・・・ 16
 - (2) 区内事業者等への対応について・・・・・・・・ 16
 - (3) 今後の検討会について・・・・・・・・ 16
- 3 4つの対策の柱と担当部署ごとの対策・・・・・・・・ 17
- 4 区の主な受動喫煙防止対策スケジュール・・・・・・・・ 19
- 5 検討経過

資料編

- 参考資料1 区施設の分類・・・・・・・・・・ 22
 - ①第一種施設
 - ②第一種施設との併設施設
 - ③第二種施設
 - ④公園内施設
- 参考資料2 路上禁煙地区の喫煙場所・・・・・・・・ 25
- 参考資料3 板橋区受動喫煙防止対策検討会設置要綱・・・・ 26

第1章 検討の経緯について

受動喫煙は、がんや虚血性心疾患、脳卒中等の発症など、健康に影響を与えることが科学的に明らかにされている。

受動喫煙防止対策について、改正前の健康増進法では、学校、体育館、病院、事務所、官公庁施設、飲食店など多数の人が利用する施設の管理者の努力義務とされ、施設の禁煙、分煙化が進められてきた。しかし、飲食店や職場等での受動喫煙は依然として多く、国は、健康増進の観点に加え、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催を見据えて、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止する改正健康増進法（以下「改正法」という。）を平成 30 年 7 月に公布した。また、東京都は、平成 30 年 4 月に子どもの受動喫煙からの保護を一層図るため、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」を施行するとともに、同年 7 月には、働く人や子どもを受動喫煙から守ることを趣旨とする「人」に着目した都独自の新しいルール、「東京都受動喫煙防止条例」（以下「都条例」という。）を公布した。

このような状況のもと、区では、区民の健康を第一に考え、「望まない受動喫煙を防止する環境の整備を目指す」という考えに立ち、国や東京都の動向を注視しつつ、施策に齟齬が生じないように、受動喫煙防止対策に係る区の方針等を策定するための庁内検討組織として、平成 30 年 2 月に「板橋区受動喫煙防止対策検討会」（以下「検討会」という。）を設置した。

平成 30 年 12 月までに開催した検討会では、庁内各部署の取り組み状況を共有するとともに、区民健康意識調査及び関連団体の意見も踏まえ、課題の抽出やあるべき姿の確認を行い、区の受動喫煙防止対策の検討を重ねてきた。その後、改正法政省令に続いて平成 31 年 3 月末に都条例施行規則が公布されたことを受け開催した検討会においては、改正法や都条例の施行期日にそった具体的対応策を検討した。

本報告書は、検討会において、今後の受動喫煙防止対策に係る区の対応方針策を定め、取りまとめたものである。

第2章 国や都の受動喫煙防止対策について

1 改正法（平成30年7月25日公布）

（1）健康増進法の一部改正の趣旨（法律概要より）

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

（2）施設の類型

【第一種施設】

多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定め

るもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）※。

※「国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）」とは、当該施設において政策や制度の企画立案業務が行われている施設である。なお、国及び地方公共団体に設置が義務づけられている施設や、国及び地方公共団体のみが設置することができる施設も該当する。

【第二種施設】

多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設。

【喫煙目的施設】

多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用するものに対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設（①屋内公衆喫煙所、②喫煙を主目的とするバーやスナック等、③店内で喫煙可能なたばこ販売店）。

2 東京都受動喫煙防止条例（平成30年7月4日公布）

東京都は、屋内での受動喫煙による健康影響を未然に防止し、誰もが快適に過ごせる街を実現するため、「人」に着目した都独自の新しいルールとして公布した。都民の健康増進を図る観点から、健康影響を受けやすい子どものほか、受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員を受動喫煙から守ることを対策の柱としている。

【条例のあらまし】

- ・ 受動喫煙防止対策の推進について、東京都、都民及び保護者の責務等を定める
- ・ 受動喫煙防止対策の推進について、喫煙をする際の配慮義務等を定める
- ・ 多数の者が利用する施設等について、喫煙の禁止、喫煙場所の設置等、受動喫煙を防止するための措置を講じる
- ・ 飲食店等施設の管理権原者に対し、喫煙専用室標識等の掲示を義務付ける
- ・ 喫煙者や施設の管理権原者等の義務違反に対し、罰則規定を設ける

3 改正法と都条例の比較

(1) 概要

	改正法	都条例
責 務	国及び地方公共団体の責務	都、都民及び保護者の責務
対象とする た ば こ	たばこ事業法に定める製造たばこ又は製造たばこ代用品 ※受動喫煙防止が目的であることから、煙を出さない「かみたばこ」及び「かぎたばこ」は規制対象外	
標識の掲示	喫煙場所のみ掲示	禁煙の飲食店も掲示
罰 則	50万円以下の過料	5万円以下の過料
施行期日	令和2年4月1日 ※責務規定や学校、病院等の規定は段階的に施行	令和2年4月1日 ※左記のほか、飲食店の標識掲示も段階的に施行

(2) 施設類型ごとの規制内容

	施設の類型	改正法	都条例
第一種施設	小学校、中学校、高校、保育所、幼稚園等	敷地内禁煙 屋外に喫煙場所設置可	敷地内禁煙 屋外に喫煙場所設置不可 (努力義務)
	短大、大学、医療機関、薬局、児童福祉施設、行政機関の庁舎等		敷地内禁煙 屋外に喫煙場所設置可
	バス、タクシー、航空機		
第二種施設	上記以外の多数の者が利用する施設（ホテル、事務所、鉄道、船舶、運動施設など）	原則屋内禁煙 喫煙専用室内で喫煙可	原則屋内禁煙 喫煙専用室内で喫煙可
	飲食店	①2020年4月1日現在、既に営業している②客席面積100㎡以下で③個人または中小企業（資本金5千万円以下）は経過措置あり※	左記に加えて、④従業員を使用していない場合は禁煙・喫煙を選択することができる

※既存の飲食店のうち、経営規模が小さい事業者が運営する飲食店については、別に法律で定めるまでの間の措置として、店内の一部または全部を飲食も含めた喫煙可能室とすることが認められている。

◆旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、喫煙禁止場所としない

(3) 施行スケジュール

施設の類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会までに段階的に施行する。改正法と都条例のいずれも 2020 年（令和 2 年）4 月に全面施行する。

【第一種施設】

学校、病院、児童福祉施設等、行政機関の庁舎については 2019 年（令和元年）7 月 1 日

【第二種施設】

2020 年（令和 2 年）4 月 1 日

【喫煙目的施設】

2020 年（令和 2 年）4 月 1 日

第3章 区民健康意識調査、関連団体の意見等について

1 区民健康意識調査結果

「いたばし健康プラン後期行動計画 2022」新規行動目標に係る基礎データ収集に併せ、喫煙状況と喫煙所設置について調査した。

- ・対象者：20歳～86歳までの区民 3,000 人
(成年期・シニア期別、男女別均等、居住地域人口別按分の無作為抽出)
- ・調査期間：平成 30 年 7 月 30 日から平成 30 年 8 月 31 日
- ・調査表配布・回収方法：郵送、返信用封筒にて回収
- ・調査表回収率：40.4% (1,213 件回収)

◆喫煙の状況

喫煙者（「毎日吸う」・「ときどき吸う」）の割合が 12.5%

昨年の 15.7%から低下しているが、国の目標値は 12%以下である。

◆吸っているたばこの種類

紙巻きたばこが 82.1%、加熱式たばこが 25.2%

紙巻きたばこの割合が減り、加熱式たばこが増加している。

◆公衆喫煙所の設置についての賛否

行政機関の庁舎の敷地内	賛成	反対
	59.9%	29.8%
公園	賛成	反対
	37.1%	52.8%
駅前	賛成	反対
	49.8%	37.3%

2 関連団体への意見照会

平成 30 年 7 月から 9 月にかけて、板橋区健康づくり推進協議会委員が所属する 5 団体及び板橋練馬たばこ商業協同組合、日本たばこ産業株式会社の計 7 団体に受動喫煙防止対策についての意見照会を行った。以下はその抜粋である。

(1) 公益社団法人板橋区医師会

「受動喫煙により、肺がん、乳幼児突然死症候群、虚血性心疾患等の発症リスクが高くなり、年間死亡者数は約 1 万 5 千人、受動喫煙のある人は、ない人に比べ、肺がんリスクが約 1.3 倍になると言われています。特に子どもの受動喫煙は、乳幼児突然死症候群や喘息等の既往症との関連が科学的に明らかになっています。そして、子どもは自ら受動喫煙を避けることができないため、子どもを守るためにも受動喫煙防止対策が必要です。」

「学校や区役所、出張所や集会所などの公的施設の全面禁煙は、区民への受動喫煙防止対策の周知を徹底するために必要と思います。路上での歩行中喫煙は、歩行者への受動喫煙ばかりか、タバコの火を直に触れる事故や、火の不始末による火災事故へとつながる可能性もあり、路上喫煙の全面禁止が必要と思います。子どもが集まる公園では、風紀上、喫煙の全面禁止とし、特に公園内トイレ内においては、公衆面で衛生的観点からも、受動喫煙防止対策のみならず喫煙による汚れ防止対策にもつながり、喫煙の全面禁止が必要と思われます。」

(2) 公益社団法人東京都板橋区歯科医師会

「一酸化炭素やニコチンなどによる免疫脳、微小循環系、好中球機能・サイトカイン産生などへの影響により、歯周組織における宿主応答(抵抗性)や治癒に悪影響を及ぼします。その結果、喫煙者では歯周病が進行し、そればかりではなく歯周病の治療への反応が不良になることも明瞭となっております。受動喫煙では歯肉メラニン色素沈着や歯周病のリスクが高くなることが報告されています。親の喫煙は子供の歯肉メラニン色素沈着をおよそ 5 倍以上のリスクで増強することが報告されています。また、副流煙に含まれるカドミウム・ニコチン等の影響により歯の結晶化障害、唾液腺の障害に付随する唾液量の減少、酸緩衝能の低下等が生じ、また口腔細菌の病原性にも影響し、う蝕罹患性が高くなることも報告されています。」

「健康被害を完全になくすには、同じ空間、特に屋内における分煙では不可能であり、屋内全面禁煙が唯一の対策と思われます。」

「板橋区民への安心で安全な生活環境、または板橋区で働く者への安心で安全な環境を提供するには、家庭内での完全禁煙は謂うに及ばず、公共施設である行政機関の敷地内、路上、公園等においては敷地内完全禁煙が絶対条件と考えます。」

(3) 一般社団法人板橋区薬剤師会

「薬剤師の目から見れば、喫煙は『リラックスなどの精神の変調という、薬理作用を求めた化学物質の摂取』であり、その行為には、本人及び、他者への『発癌やアレルギー反応、心血管系への悪影響』という副作用を伴う行為である。他者においては、意に反してこの副作用のみが生じることになるため、絶対に受動喫煙を防止しなくてはならない。」

「分煙を行うのであれば、きちんとデータを取り基準を設けた上での分煙施設の設置が必要であると思われる。行政機関の敷地内はもちろんのこと、学校や公共機関等、生活上避けることのできない場所は禁煙区域に指定すべきである。路上、公園に限らず野外に喫煙場所を設けるのであれば、そこに喫煙者が集中することを考え、場所によっては管理された分煙設備も必要である。」

(4) 東京都飲食業生活衛生同業組合板橋支部

「東京都全域においてほぼ路上禁煙の取り組みがされており、その上に飲食店や公的場所において、喫煙ができなくなると、隠れタバコや喫煙マナーの低下につながることは必定と思われます。公共の施設こそ積極的に敷地内の隅に喫煙所を設ければ、周りの人に迷惑もかからなくなります。全て、片方を排除するのではなく、共存こそが重要であると思います。板橋区においては、共存できる独自の政策を展開するようお願い申し上げます。」

(5) 板橋区環境衛生協会

「駅周辺で喫煙場所を設けておりますが、煙が外に洩れており、そこを通るのが不快に感じております。駅構内及び駅周辺等、人の往来が頻繁にある場所では、禁煙すべきと考えます。行政機関の敷地内に喫煙場所を設置することには賛成です。ただし、喫煙場所の中の換気等を十分に考慮していただき、そこを通る

人たちが不快に感じない対策を講じるべきだと思います。路上、公園に喫煙場所を設置することには反対です。未成年者の喫煙を誘導しかねないと考えます。公園には乳幼児も来るといますので、絶対反対です。喫煙できる場所は大人が集まる場所のみとし、尚且つ、その敷地及び施設内において喫煙場所を隔離して設置できるスペースがある施設のみにするべきだと思います。（飲食店、映画館、病院等）」

（６）板橋練馬たばこ商業協同組合

「職場や飲食店などの屋内の禁煙が進めば、屋外で喫煙される方々が今後更に増加いたします。環境美化の観点からも、屋外での喫煙所の維持・整備はたいへん重要な課題であると認識しております。今後においても継続的な路上・公園等、屋外喫煙所の維持・整備を進めていただくことを要望いたします。」

「現在 8 地区の路上禁煙地区のうち、喫煙所の無い 3 地区（大山駅周辺、ときわ台駅周辺、上板橋駅周辺）においては、歩きたばこや吸殻のポイ捨てが散見されることから、街の環境美化やたばこを吸われない方への配慮といった点からも喫煙所の新規設置を要望いたします。」

「路上禁煙地区につきましては、喫煙者の方を誘導できる喫煙所を設置しなければ、喫煙マナーアップの実効性を高めることができないと考えます。今後、路上禁煙地区の拡大を検討する場合においては、実効性の観点も踏まえ慎重に検討し、路上禁煙地区への確実な喫煙所の設置を要望いたします。」

「現在、既に路上・公園に設置されている喫煙所の中で、利用者が集中し、はみ出しているなどの問題が発生している喫煙所につきましては、区画化などの改善対策を進め、たばこを吸われない方へ配慮した運用を行うよう要望いたします。」

（７）日本たばこ産業株式会社

「自治体が来庁者や勤務者のためにも、今後も継続して喫煙所を設置していただくことを要請します。」

「路上については、現在 5 エリア 7 ヶ所※に板橋区との協働喫煙所を設置しております。たばこを吸われない方のためにもパーテーションの設置を要請します。乗降客数の多い駅を中心に喫煙所の設置を要請します。設置候補場所について

は、区道だけではなく、都道や民間所有地など幅広く検討し、環境整備に向けた設置候補場所の探索を求めます。」

「板橋区においても喫煙所整備に関する予算を計上のうえ東京都へ申請していただきますよう要請します。」

「路上禁煙地区の拡大を検討する場合においては、禁煙指定地区に必ず喫煙所を設置していただくよう要請します。1,000 m²を超える面積の広い公園については、喫煙エリアを設けるなど、引き続き、喫煙可能な公園を残すよう要請します。」

※ 5 エリア 7 ヶ所とは、資源環境部が路上禁煙地区に設置している喫煙所とは別に、イオン東武練馬店敷地内の灰皿、並びに意見照会実施時には存在していた高島平緑地の灰皿を含めた表現である。

(8) 関連団体の意見まとめ

喫煙所の設置：○賛成 ×反対 △条件付き

	板橋区 医師会	東京都 板橋区 歯科医師会	板橋区 薬剤師会	東京都飲食業 生活衛生同業 組合板橋支部	板橋区環境 衛生協会	板橋練馬 たばこ商業 協同組合	日本たばこ 産業 株式会社
庁舎敷地内	×	×	×	○	△	○	○
路上・公園	×	×	△	—	×	○	○

3 板橋区議会への陳情

- ・第 92 号 「受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情」
- ・第 98 号 「バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情」
- ・第 99 号 「板橋区における受動喫煙防止対策に関する陳情」
- ・第 176 号「板橋区議会から受動喫煙防止対策に関する意見書の東京都への提出を求める陳情」
- ・第 177 号「板橋区議会から東京都へ、受動喫煙防止対策に関する意見書提出を求める陳情」
- ・第 203 号「板橋区における受動喫煙防止対策に関する陳情」
(第 176 号・第 177 号は全会一致で採択、平成 30 年 3 月 2 日都知事あて意見書提出)
(第 203 号は 3 項目中 1 項目のみ全会一致で採択)

第4章 区施設の対応方針について

1 改正法、都条例の規制対象となる区施設

区民健康意識調査の結果や関連団体から頂いた意見、そして改正法と都条例に基づき、区民の健康を第一に考え、禁煙や望まない受動喫煙の防止を推進する観点から、区の施設分類と分類別対応方針を以下のように決定した。

(1) 区の施設分類（P 2 2 参考資料 1 参照）

第一種施設・・・敷地内禁煙	
	幼稚園、小・中学校（以上「学校」）、保健所、健康福祉センター（以上「病院」）、児童館、保育園（以上「児童福祉施設等」）、情報処理センター、区役所本庁舎、区民事務所、赤塚庁舎、おとしより保健福祉センター、福祉事務所、土木事務所、公園事務所（以上「行政機関の庁舎」）等
第二種施設・・・原則屋内禁煙	
	地域センター、美術館、文化会館、体育館、ハイレイフプラザ、いこいの家、ふれあい館、高齢者在宅サービスセンター、福祉園、障がい者福祉センター、清掃事務所、エコポリスセンター、駐輪場、教育科学館、郷土資料館、榛名林間学園、八ヶ岳荘、図書館等
第一種施設に併設している施設・・・敷地内禁煙	
第一種施設の場所に第一種施設以外の施設がある場合には、第一種施設の場所として扱う	
	区民事務所に併設する地域センター、児童館に併設する集会所等

※公園内施設は別途区分

(2) 分類別の対応方針

① 第一種施設について

改正法及び都条例に基づき、「敷地内禁煙」とする。なお、屋外に区画され、標識掲示、その他必要な措置がとられた「特定屋外喫煙場所」を設置できるとされているが、区では、原則、第一種施設には特定屋外喫煙場所を設置しない。

② 第二種施設について

改正法及び都条例に基づき、「原則屋内禁煙」とする。なお、改正法及び都条例では、喫煙専用室内のみで喫煙可とされているが、区では、原則、第二種施設内に喫煙専用室は設置しない。また、利用者や地域住民等の理解と協力のもと、既に敷地内禁煙」としている施設については、そのレベルを後退させないよう、現在の対応を継続する。

③ 第一種施設との併設施設について

建物全体において、第一種施設と同様の対応とする。

(3) 実施時期

改正法及び都条例の全面施行は、2020 年（令和 2 年）4 月 1 日であるため、以下のとおりとする。

【第一種施設・第一種施設との併用施設】2019 年（令和元年）7 月 1 日

【第二種施設】2020 年（令和 2 年）4 月 1 日

2 改正法、都条例の規制対象外施設等

改正法及び都条例により、多数の者が利用する施設の喫煙が制限されることにより路上等屋外での喫煙が増えることが想定される。その対策が必要になるため、以下のよう決定した。

(1) 公園について

都市公園法に基づく 344 公園、その他 51 施設（緑道、遊び場等）については、喫煙に関する意見、苦情の多い公園等に看板を設置し、これまでも受動喫煙防止を呼び掛けてきた。今後は、看板を「受動喫煙防止のお願い」という呼びかけから、原則「喫煙禁止」へと改める。また残存していた高島平緑地（公園）と出井川緑道（その他施設）の灰皿については、2019 年（平成 31 年）3 月末日までに撤去済みである。今後、原則として公園には喫煙所は設置しないこととし、この変更に伴い公園内に存する施設については「敷地内禁煙」が原則となる。

(2) 道路と路上禁煙地区の喫煙場所について

禁煙や望まない受動喫煙の防止を推進する観点からすると、喫煙できる環境を作することは好ましいことではないが、喫煙者と非喫煙者の立場が互いに尊重されるよう、都補助金を活用して公衆喫煙所を当面設置することは現時点ではやむを得ないとする。区民健康意識調査結果などを踏まえ、路上禁煙地区 8 地区のうち喫煙場所が現存する 4 地区（P25 参考資料 2 参照）、及び来庁者の多い区役所本庁舎が存する板橋区役所前駅周辺において、駅舎を起点に路上禁煙地区をカバーしうる概ね半径 100m 圏内の道路等を含む区有地や区の施設、民間の施設を対象に、設置の可

否を含め検討した結果、板橋区役所駅前周辺に、まず、「板橋区役所前駅公衆喫煙所」を試行的に設置することとした。

区として公衆喫煙所を設置するにあたり、以下のことを決定した。

- ① 公衆喫煙所の設置には、区民・事業者の理解と協力が必要であり、区民・事業者が公衆喫煙所を整備していただく際に必要となる助成制度を都補助金の活用により創設し、民間の協力を仰いでいく。
- ② 設置場所については、路上禁煙地区のうち喫煙場所が現存する4地区について検討していく。
- ③ 現存する4地区5か所の開放型の喫煙場所は、望まない受動喫煙を完全に防ぎることができないため、代替となるコンテナ型の公衆喫煙所の設置状況を踏まえつつ段階的に廃止する。
- ④ 区が設置するものについては、原則として、煙が外部に漏れない構造とし、空気清浄設備・換気設備を備えたコンテナ型を採用する。
- ⑤ 試行的に設置した公衆喫煙所については、迷惑喫煙等の防止に努めるとともに、利用者の状況や排煙設備の効果、周囲への影響等を検証し、他の地域への設置の可能性について検討していく。
- ⑥ 廃止した喫煙場所周辺については、「エコポリス板橋クリーン条例」の違反者に注意指導を行う「迷惑喫煙等防止業務委託」を強化する。
- ⑦ 設置後においては、今後の喫煙率の推移や社会状況、喫煙所の管理・運営状況等も踏まえ、必要に応じて、その存廃も含めて見直しをしていくものとする。

第5章 受動喫煙防止対策について

喫煙は、個人の嗜好にとどまらない健康問題であり、特に受動喫煙は世代を超えて喫煙者・非喫煙者両方の生活に密接に関わる問題である。喫煙をめぐる社会が大きく変わろうとしている今、区は、喫煙者と非喫煙者がそれぞれの健康を維持していくための方策を検討し、保健衛生、環境美化の領域を超えて全庁的に取り組んでいかなければならない。また、関係機関とも連携・調整していく必要がある。

1 受動喫煙防止対策の4つの柱

以下の4つを柱として対策を推進する。

（1）区民・事業者への新制度の普及啓発と相談窓口の開設

区は、区民及び区内事業所が改正法及び都条例の施行期日までに対応が図れるよう新制度を周知するとともに、区民・区内事業所が、施設の類型に応じて禁煙・喫煙環境を整備できるよう2019年（平成31年）4月より相談窓口を開設する。また、受動喫煙に関する知識の普及や受動喫煙防止に関する意識の啓発に、区イベントの場も活用して取り組む。いずれも2019年（令和元年）度は、都の補助金を活用して実施する。

（2）新制度に向けた区施設の環境整備

区施設のうち、第一種施設及び第一種施設を併設する施設の所管部署は、施設の管理権原者として、2019年（令和元年）7月1日の敷地内禁煙を実現する。公園内施設についても同様の対応とする。また、第二種施設を所管する担当部署は、2020年（令和2年）4月1日の原則屋内禁煙の実現を目指す。

なお、第二種施設における敷地内の喫煙場所については、現在、喫煙場所が設けられている施設のみ継続して設置できることとする。現在、設置されている場所が、施設の出入口付近や人が多く集まる場所である場合は、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう喫煙場所の移設や廃止を検討する。

地域センターや集会所など名称が同じ施設でも、「敷地内禁煙」、「原則屋内禁煙」と喫煙の規制内容が異なる施設もあるため、区民に対して分かりやすい標識を区の全施設の入り口に掲示して周知する。

(3) 屋外の環境整備

区内道路や区が所有する公園や屋外運動場等は、改正法及び都条例の規制対象ではないが、改正法等の趣旨を踏まえ、利用する対象者や目的に沿った屋外環境になるよう改善する。所管する担当部署が、喫煙の可否の決定や喫煙場所の整備を行うとともに周知する。

① 公園について

公園、緑地の灰皿については、2019 年（平成 31 年）3 月末までに撤去済みである。今後、各区の対応状況等も踏まえつつ、公園内禁煙に向けて検討する。

② 公衆喫煙所について

都補助金を活用して、2019 年（令和元年）7 月 1 日（予定）に板橋区役所前駅周辺に公衆喫煙所を設置する。喫煙場所が現存する 4 地区についても公衆喫煙所を設置できる場所を探していく。なお、民間が設置する公衆喫煙所に対して都助成金を活用した支援制度についても検討していく。

③ 路上禁煙地区の喫煙場所について

現存の 4 地区の喫煙場所については、公衆喫煙所の設置状況を踏まえ廃止していく。廃止となる喫煙場所の周辺については、エコポリス板橋クリーン条例に基づき、違反者への注意指導（迷惑喫煙防止業務委託）を強化する。

④ 屋外イベントについて

イベントの所管部署が、イベントを開催する場所や目的、対象を考慮して、イベントごとに受動喫煙防止対策を周知する。喫煙場所を設置する場合は、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、以下のことに留意する。

(ア) 望まない受動喫煙を生じさせることがないよう「喫煙目的以外ではイベント参加者が通常立ち入らない場所」等、周囲の状況に配慮した場所とする。

(イ) 喫煙場所出入口に、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示を行う。

(ウ) 改正法及び都条例で喫煙が規制されている場所には、喫煙場所を設置しない。

(エ) イベント開催時間終了後は、可能な限りすみやかに灰皿等を撤去する。

（４）禁煙・受動喫煙防止を促す健康支援

喫煙者・非喫煙者それぞれが正しい生活習慣を実践できるよう、喫煙と受動喫煙による健康への影響や関連する情報を積極的に周知・発信・啓発する。喫煙者には、相談や禁煙治療を促すための支援体制を充実させる。

２ 今後の方針

（１）区施設の受動喫煙防止対策について

今後、上記の４つの柱を基本に、板橋区の施設について受動喫煙防止対策を個別具体的に推進していく。さらに、区施設のほか屋外の環境整備など、それぞれの課題についても引き続き区の各担当部署において検討を重ねていく。

（２）区内事業者等への対応について

区は、都や他自治体の状況をみながら、区内飲食店等の第二種施設の施設管理者には、2019年（令和元年）9月1日から店内の喫煙状況の店頭表示や、2020年（令和2年）4月1日からの改正法や都条例の全面施行について、引き続き周知していく。

（３）今後の検討会について

受動喫煙防止対策及びその関連する課題については、必要に応じて、進捗状況、評価とあわせて、当面、本検討会において、検討していくものとする。

3 4つの対策の柱と担当部署ごとの対策

1.区民・事業者への新制度の普及啓発と相談窓口の開設	実施時期	担当部署
区民・事業所に 新制度を周知 する	2019年度より実施	健康推進課
区民・事業所向けの 相談窓口 を開設する	2019年度より実施	健康推進課
区の イベント の場を活用して新制度を周知する	2019年度より実施	健康推進課
関係機関と関係部署と連携し、新制度を周知する	2019年度より実施	健康推進課
2.新制度に向けた区施設の環境整備 (全面施行までに環境整備を要する主な施設のみ記載)	実施時期	担当部署
本庁舎 の喫煙所を廃止して、敷地内禁煙にする	2019年7月1日より実施	庁舎管理・契約課
志村坂上・蓮根・高島平区民事務所 を敷地内禁煙にする	2019年7月1日より実施	戸籍住民課
おとしより保健福祉センター の喫煙所を廃止し、敷地内禁煙にする	2019年7月1日より実施	おとしより保健福祉センター
板橋・志村福祉事務所 を敷地内禁煙にする	2019年7月1日より実施	各福祉事務所
板橋・赤塚土木事務所 を敷地内禁煙にする	2019年7月1日より実施	工事課
各公園事務所 を敷地内禁煙にする	2019年7月1日より実施	みどり公園課
第一種施設と併設する グリーンホール を敷地内禁煙にする	2019年7月1日より実施	文化・国際交流課
第一種施設及び公園内施設内にある 集会所（室）・地域センター・区民館 を敷地内禁煙にする	2019年7月1日より実施	地域振興課
第一種施設及び公園内施設内にある 体育館・武道場・和弓場・管理棟 を敷地内禁煙にする	2019年7月1日より実施	スポーツ振興課
第一種施設と併設する 企業活性化センター の喫煙室を廃止し、敷地内禁煙にする	2019年7月1日より実施	産業振興課
第一種施設と併設する 舟渡いこいの家 を敷地内禁煙にする	2019年7月1日より実施	長寿社会推進課
第一種施設と併設する 前野高齢者在宅サービスセンター を敷地内禁煙にする	2019年7月1日より実施	介護保険課
第一種施設と併設する 前野福祉園 を敷地内禁煙にする	2019年7月1日より実施	障がい者福祉課
ものづくり研究開発連携センター第1ビル・第2ビル 内の喫煙室を廃止し、屋内禁煙にする	2020年4月1日より実施	産業振興課
第二種施設 の敷地内に喫煙場所がある場合は、受動喫煙に配慮した場所に整備する	2020年4月までに実施	各担当部署

3.屋外の環境整備			実施時期	担当部署
公園	各区の対応状況を確認しながら、全公園内の禁煙にむけて準備する		2019年度より検討	みどりと公園課
イベント	桜まつり・区スポーツ大会	地域イベントでは、会場内を禁煙にすることを実行委員会等で協議していく	継続・強化	地域振興課
	赤塚梅まつり	場内放送及び立て看板で禁煙を周知する	継続・強化	地域振興課
	高島平まつり	喫煙所の廃止も含めて検討する	継続・強化	地域振興課
	こどもわくわくフェスタ	開催敷地内を禁煙とし、張り紙等で周知する	継続・強化	子ども政策課
	いたばし健康まつり	実施する会場（グリーンホール）の敷地内禁煙を周知徹底する	継続・強化	健康推進課
	農業まつり	会場内は禁煙。令和元年度から、臨時に設置している喫煙所の場所や設置方法について見直しを含め検討する	継続・強化	赤塚支所
	板橋区民まつり	会場内と会場周辺は原則禁煙。令和元年度からは、板橋第一中学校内の喫煙所設置を見直すなど、臨時に設置している喫煙所の場所や設置方法を板橋区民まつり実行委員会（6月・10月開催）において協議していく	継続・強化	くらしと観光課
	いたばし花火大会	観客席は全面禁煙。令和元年度からは、運営委員会（5月・7月開催）において臨時喫煙所の配置や設置方法を検討していく	継続・強化	くらしと観光課
道路	現存する4地区の喫煙場所については段階的に廃止し、公衆喫煙所の設置を検討する		2019年度より検討	資源循環推進課
	板橋区役所前駅公衆喫煙所について、2019年7月1日（予定）開設に向け準備を進める		2019年度に実施	資源循環推進課
	民間が設置する公衆喫煙所に対して都助成金を活用し支援する		2019年度より検討	資源循環推進課
	廃止した喫煙場所の周辺については、エコポリス板橋クリーン条例違反者に注意指導を行う「迷惑喫煙等防止業務委託」を強化する。		2019年度より実施	資源循環推進課
4.禁煙・受動喫煙防止を促す健康支援			実施時期	担当部署
禁煙相談を実施する			継続	健康福祉センター
禁煙やCOPDに関する講演会を開催する			継続	健康福祉センター
受動喫煙防止の講演会を開催する（新制度の普及啓発の一環）			2019年度に実施	健康推進課
区内禁煙外来リストを配布する			継続	健康推進課

4 区の主な受動喫煙防止対策スケジュール

		2018年度			2019年度			2020年度												
		1月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
改正法・都条例の動き	1月1日都条例一部施行① ①喫煙する際の配慮義務 ②保護者の責務等																			
	1月24日改正法一部施行① ①国及び地方公共団体の責務 ②喫煙する際の配慮義務																			
板橋区受動喫煙防止検討会	第一種施設																			
	第二種施設																			
区の施設	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
以外の施設	第二種施設 (飲食店)																			
	喫煙目的施設																			
現存の喫煙場所・喫煙所	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
	公園内の禁煙																			
公衆喫煙所の設置																				
民間の公衆喫煙所の助成																				
新制度普及啓発・講演会																				
受動喫煙防止対策の相談窓口開設																				
禁煙相談																				

区以外の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種施設																			
	第二種施設 (飲食店以外)																			
	第二種施設 (飲食店)																			
現存の喫煙場所・喫煙所	喫煙目的施設																			
	本庁舎喫煙所																			
	4地区5か所の喫煙場所																			
公衆喫煙所の設置	公園内の禁煙																			
	民間の公衆喫煙所の助成																			
	新制度普及啓発・講演会																			
受動喫煙防止対策の相談窓口開設	受動喫煙防止対策の相談窓口開設																			
	禁煙相談																			

区の施設	第一種施設																			
	第二種施設																			
	第一種																			

5 検討経過

1 検討会

回数	開催日	内容
第1回	平成30年3月27日	健康増進法の一部を改正する法律案の概要について 受動喫煙防止対策検討会事前調査結果について 検討の進め方について
第2回	平成30年6月12日	東京都受動喫煙防止条例（仮称）骨子案について 施設区分別の対策の現況と今後の対応策
第3回	平成30年12月13日	改正法、都条例に基づく規制対象施設等の今後の対応方針について
第4回	令和元年5月7日	区施設の掲示について 調査結果について 板橋区受動喫煙防止対策検討会最終報告書(案) について

2 幹事会

回数	開催日	内容
第1回	平成30年3月27日	健康増進法の一部を改正する法律案の概要について 受動喫煙防止対策検討会事前調査結果について 検討の進め方について
第2回	平成30年4月24日	ルールに基づく屋内施設の方向性の検討 東京都受動喫煙防止条例（仮称）骨子案について
第3回	平成30年7月11日	第2回受動喫煙防止対策検討会検討内容について 施設区分別の対策の現況と今後の対応策
第4回	平成30年9月12日	第3回受動喫煙防止対策幹事会検討内容について 関係団体からの意見紹介 道路、公園、庁舎等施設の方向性について
第5回	平成30年12月4日	板橋区受動喫煙防止対策検討会幹事会検討結果について
第6回	平成31年4月18日	区施設の掲示について 調査結果について 板橋区受動喫煙防止対策検討会最終報告書(案) について

資料編

区施設の分類表

①第一種施設

担当部署	所管する施設
政策経営部	
IT推進課	情報処理センター
総務部	
庁舎管理・契約課	本庁舎
区民文化部	
戸籍住民課	仲町区民事務所
	常盤台区民事務所
	志村坂上区民事務所
	蓮根区民事務所
	下赤塚区民事務所（赤塚庁舎内）
	高島平区民事務所
産業経済部	
赤塚支所	赤塚庁舎
健康生きがい部（保健所）	
生活衛生課	保健所
板橋健康福祉センター	板橋健康福祉センター
上板橋健康福祉センター	上板橋健康福祉センター
赤塚健康福祉センター	赤塚健康福祉センター
志村健康福祉センター	志村健康福祉センター
高島平健康福祉センター	高島平健康福祉センター
おとしより保健福祉センター	おとしより保健福祉センター
福祉部	
障がい者福祉課	加賀福祉園（児童施設）
	はすねっこ（けやき分園） ※民設民営
板橋福祉事務所	板橋福祉事務所
赤塚福祉事務所	赤塚福祉事務所（赤塚庁舎内）
志村福祉事務所	志村福祉事務所
子ども家庭部	
子ども政策課	児童館（26か所）
保育サービス課	保育園（40か所）
子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター
土木部	
工事課	板橋土木事務所
	赤塚土木事務所
みどりと公園課	南部公園事務所
	北部公園事務所
教育委員会事務局	
学務課	幼稚園（2）・天津わかしお学校
新しい学校づくり課	小学校（51）・中学校（22）
地域教育力推進課	あいキッズ（学校内）
教育支援センター	板橋フレンドセンター

参考資料 1

②第一種施設との併設施設

担当部署	所管する施設
区民文化部	
地域振興課	仲町地域センター
	富士見地域センター
	志村坂上地域センター
	蓮根地域センター
	下赤塚地域センター（赤塚庁舎内）
	高島平地域センター
	高島平区民館
	上板橋健康福祉センター内集会所
	常盤台地域集会所
	大山東集会所
	大谷口北町集会所
	清水町第二集会所
	小豆沢集会所
	西台集会所
	蓮根集会所
	富士見台集会所
	前野町六丁目集会所
	赤塚六丁目集会所
	成増三丁目集会所
	新河岸一丁目集会所
	高島平二丁目集会所
	高島平四丁目集会所
文化・国際交流課	グリーンホール
スポーツ振興課	東板橋庭球場管理棟 徳丸ヶ原野球場管理棟
産業経済部	
産業振興課	企業活性化センター
健康生きがい部（保健所）	
長寿社会推進課	蓮根いこいの家
	なりますいこいの家
	舟渡いこいの家
	仲町ふれあい館
介護保険課	仲町高齢者在宅サービスセンター
	前野高齢者在宅サービスセンター
福祉部	
障がい者福祉課	加賀福祉園（成人施設）
	前野福祉園
教育委員会事務局	
中央図書館	赤塚図書館
	蓮根図書館

③第二種施設 (総務部～健康生きがい部)

担当部署	所管する施設
総務部	
区政情報課	公文書館
区民文化部	
地域振興課	下板橋駅前集会所
	仲宿集会所
	栄町集会所
	幸町集会所
	本町集会所
	大和集会所
	小茂根一丁目集会所
	東新集会所
	七軒家集会所
	常盤台集会所
	南常盤台一丁目集会所
	清水町集会所
	中台三丁目集会所
	西台三丁目集会所
	中台二丁目集会所
	西台二丁目集会所
	坂下二丁目集会所
	前野町三丁目集会所
	赤塚新町光が丘集会所
	下赤塚駅前集会所
	赤塚七丁目集会所
	四葉集会所
	三園一丁目集会所
	赤塚高台集会所
	徳丸五丁目集会所
	徳丸石川集会所
	徳丸三丁目集会所
	高島平一丁目集会所
	高島平九丁目集会所
	板橋地域センター
	熊野地域センター
	仲宿地域センター
	大谷口地域センター
	向原ホール
	常盤台地域センター
	清水地域センター
	志村コミュニティホール
	中台地域センター
	ロータスホール
	舟渡地域センター
	舟渡ホール
	前野地域センター（エコポリスセンター内）
	前野ホール
	桜川地域センター
	成増地域センター（アクトホール）

担当部署	所管する施設
地域振興課	徳丸地域センター
	きたのホール
	いたばし総合ボランティアセンター
文化・国際交流課	美術館
	成増アートギャラリー
	文化会館
スポーツ振興課	高島平温水プール
	高島平少年サッカー場更衣室
	植村冒険館
	赤塚体育館
	東板橋体育館
	洋弓場
	新河岸陸上競技場管理棟
産業経済部	
産業振興課	ハイレイフプラザ
	ものづくり研究開発連携センター第一ビル
	ものづくり研究開発連携センター第二ビル
健康生きがい部	
長寿社会推進課	大谷口いこいの家
	西台いこいの家
	桜川いこいの家
	仲宿いこいの家
	清水いこいの家
	板橋いこいの家
	前野いこいの家
	中丸いこいの家
	東新いこいの家
	大和いこいの家
	赤塚いこいの家
	志村ふれあい館
	高島平ふれあい館
	徳丸ふれあい館
	中台ふれあい館
	シニア学習プラザ
介護保険課	徳丸高齢者在宅サービスセンター
	西台高齢者在宅サービスセンター
	成増高齢者在宅サービスセンター
	蓮根高齢者在宅サービスセンター
	みどりの苑
	いずみの苑

③第二種施設（福祉部～教育委員会事務局）

担当部署		所管する施設
福祉部		
障がい者福祉課		高島平福祉園（分場）
		徳丸福祉園
		小茂根福祉園
		高島平福祉園
		蓮根福祉園
		赤塚福祉園
		小豆沢福祉園
		三園福祉園
		障がい者福祉センター
		赤塚ホーム
		まへの福祉作業所
		とくまる福祉作業所
子ども家庭部		
	子ども政策課	（母子生活支援施設は適用外）
資源環境部		
	環境政策課	エコポリスセンター
		熱帯環境植物館
	資源循環推進課	リサイクルプラザ
板橋東清掃事務所		板橋東清掃事務所
		志村清掃事業所
板橋西清掃事務所		板橋西清掃事務所
		西台中継所
土木部		
	交通安全課	区営自転車駐輪場（7か所）
教育委員会事務局		
生涯学習課		教育科学館
		郷土資料館
		大原生涯学習センター（まなぼーと）
		成増生涯学習センター（まなぼーと）
		郷土芸能伝承館
		榛名林間学園
		ハケ岳荘
中央図書館		中央図書館
		清水図書館
		氷川図書館
		高島平図書館
		東板橋図書館
		小茂根図書館
		西台図書館
		成増図書館
		志村図書館
		ポロニーヤ子ども絵本館

④公園内施設

担当部署		所管する施設
区民文化部		
地域振興課		山中児童遊園内集会所
		板橋交通公園内集会所
		水久保公園内集会所
		本蓮沼公園内集会所
		志村城山公園内集会所
		西徳第二公園内集会所
		見次公園内集会所
		緑ヶ丘第二公園内集会所
		東山公園内集会所
		徳丸ヶ丘公園内集会所
		西徳第一公園内集会所
		高島平七丁目公園内集会所
		新河岸公園内集会所
		高島平一丁目第三公園内集会所
		徳丸ヶ原公園内集会所
スポーツ振興課		小豆沢庭球場更衣室
		小豆沢体育館
		小豆沢体育館武道場
		上板橋体育館
		和弓場
		小豆沢野球場管理棟
		城北野球場管理棟
		加賀庭球場管理棟
		新河岸庭球場管理棟
土木部		
みどり公園課		板橋交通公園管理事務所
		城北公園管理事務所
		赤塚植物園管理事務所
		西徳第一公園内管理棟
		高島平一丁目第三公園管理棟
		こども動物園高島平分園飼育舎
		水車公園茶室棟

参考資料 2

路上禁煙地区の喫煙場所

吸い殻のポイ捨てや歩きたばこを防止する観点から、「エコポリス板橋クリーン条例」で指定する路上禁煙地区（8地区※）のうち、4地区5か所※に開放型の喫煙場所を設置している。喫煙場所を区画するため、一部に植物プランター、パーテーションを設置している。

※路上禁煙地区・・・成増駅周辺地区、上板橋駅周辺地区、大山駅・板橋区役所前駅周辺地区、板橋駅・新板橋駅周辺地区、ときわ台駅周辺地区、高島平駅周辺地区、東武練馬駅周辺地区、志村坂上駅周辺地区

※4地区5か所の喫煙場所

【板橋駅・新板橋駅周辺地区】



【成増駅周辺地区（南口・北口）】



【高島平駅周辺地区】



【志村坂上駅周辺地区】



板橋区受動喫煙防止対策検討会設置要綱

(平成30年2月26日区長決定)

(平成31年4月18日一部改正)

(設置目的)

第1条 受動喫煙防止対策に係る区の方針検討等を行うとともに、庁内の横断的な調整を行うため、板橋区受動喫煙防止対策検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討会の構成)

第2条 検討会は、会長、副会長及び委員により構成することとし、構成員は別表1のとおりとする。

2 会長は、副区長とする。会長は、検討会を統括し、及びその意思決定を行うものとする。

3 副会長は、保健所長とする。副会長は、会長を補佐する。

4 会長は、別表1に掲げる委員のほか必要と認める者を委員に指名することができる。

(会議)

第3条 会長は、必要に応じて検討会を招集し、会議を主宰する。

2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(所掌事項)

第4条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 受動喫煙防止対策に関する調査・研究・調整に関すること。

(2) 受動喫煙防止対策の推進に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、検討会が特に必要と認める事項

(幹事会)

第5条 検討会の円滑な運営を図るため、検討会に幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、構成員は別表2のとおりとする。

- 3 幹事長は、保健所長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集する。
- 5 幹事会は、検討会に付議する事案について調査し、及び検討する。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、別表2に掲げる幹事以外の関係職員を幹事会に出席させ、意見を聴くことができる。

(組織)

第6条 検討会の下に第4条に掲げる所掌事項に係る具体的な事項を検討する組織として、検討チームを設けることができる。

(検討チームの構成)

第7条 検討チームは、チームリーダー、サブリーダー及びメンバーをもって構成する。

- 2 チームリーダーは、保健所長の職にある者をもって充てる。
- 3 サブリーダー及びメンバーは、チームリーダーが選任する。

(検討チームの所掌事項)

第8条 検討チームの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 検討会において決定された課題についての具体的な調査・研究に関すること。
- (2) 検討会に対する調査・研究結果の報告に関すること。
- (3) その他、検討会からの指示に関すること。

(庶務)

第9条 検討会及び幹事会の庶務は、健康生きがい部（保健所）健康推進課において処理する。

- 2 検討チームの庶務は、チームリーダーが指定する課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健所長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行する。
- 2 この要綱の一部改正は、平成31年4月18日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

検討会	会 長	副区長
	副会長	保健所長
	委 員	政策経営部長
	委 員	総務部長
	委 員	危機管理室長
	委 員	区民文化部長
	委 員	産業経済部長
	委 員	健康生きがい部長
	委 員	福祉部長
	委 員	子ども家庭部長
	委 員	資源環境部長
	委 員	都市整備部長
	委 員	土木部長
	委 員	教育委員会事務局次長
	委 員	地域教育力担当部長

別表 2（第 5 条関係）

幹事会	幹事長	保健所長
	幹 事	政策経営部政策企画課長
	幹 事	総務部総務課長
	幹 事	総務部人事課長
	幹 事	総務部庁舎管理・契約課長
	幹 事	危機管理室防災危機管理課長
	幹 事	区民文化部地域振興課長
	幹 事	産業経済部産業振興課長
	幹 事	健康生きがい部（保健所）長寿社会推進課長
	幹 事	健康生きがい部（保健所）健康推進課長
	幹 事	健康生きがい部（保健所）生活衛生課長
	幹 事	福祉部管理課長
	幹 事	子ども家庭部子ども政策課長
	幹 事	資源環境部環境政策課長
	幹 事	資源環境部資源循環推進課長
	幹 事	都市整備部都市計画課長
	幹 事	土木部管理課長
	幹 事	土木部みどりと公園課長
	幹 事	教育委員会事務局教育総務課長
	幹 事	教育委員会事務局生涯学習課長

「板橋区受動喫煙防止対策検討会」報告について(概要)

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止する改正健康増進法(以下「改正法」という。)と東京都受動喫煙防止条例(以下「都条例」という。)が平成 30 年 7 月に公布された。板橋区では、平成 30 年 2 月に「板橋区受動喫煙防止対策検討会(以下「検討会」という。)」を設置し、改正法や都条例に則った区の受動喫煙防止対策の検討を重ねてきた。このたび検討会において、今後の受動喫煙防止対策に係る区の対応方針を定めた「板橋区受動喫煙防止対策検討会報告書(以下、「報告書」という。)」をまとめたので報告する。

1 「報告書」の構成

(1) 第 1 章 検討の経緯について【本編 P1】

(2) 第 2 章 国や都の受動喫煙防止対策について【本編 P2～5】

① 改正法について(趣旨と施設の類型)

〔基本的考え方〕 第 1 「望まない受動喫煙」をなくす

第 2 「受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮」

第 3 「施設の類型・場所ごとに対策を実施」

② 都条例について

都独自の新しいルールとして「人」に着目し、健康影響を受けやすい子どものほか、受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員を受動喫煙から守ることを対策の柱としている。

③ 改正法と都条例の比較

それぞれの概要や、施設類型ごとの規制内容を表でまとめた。

(3) 第 3 章 区民健康意識調査、関連団体の意見等について【本編 P6～10】

① 区民健康意識調査結果

区民健康意識調査(板橋区健康づくり 21 計画(第二次)後期行動計画行動目標調査)

- ・対象者：20歳～86歳の区民3,000人
(成年期・シニア期別、男女別均等、居住地域人口別按分の無作為抽出)
- ・調査期間：平成30年7月30日～平成30年8月31日
- ・調査表配布・回収方法：郵送、返信用封筒にて回収
- ・調査表回収率：40.4%（1,213件回収）
- 【喫煙率】 12.5%（前年調査 15.7%）
- 【公衆喫煙所の設置についての賛否】

	賛成	反対
庁舎敷地内	<u>59.9%</u>	29.8%
駅前	<u>49.8%</u>	37.3%
公園	37.1%	<u>52.8%</u>

② 関連団体への意見照会

照会先：板橋区健康づくり推進協議会委員が属する5団体のほか、たばこ商業協同組合及びJ T

【公衆喫煙所の設置についての賛否】 ○賛成 ×反対 △条件付き

	医師会	歯科医師会	薬剤師会	飲食業生活衛生同業組合	環境衛生協会	たばこ商業協同組合	J T
庁舎敷地内	×	×	×	○	△	○	○
路上・公園	×	×	△	—	×	○	○

③ 板橋区議会への陳情

- ・第92号 「受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情」
- ・第98号 「バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情」
- ・第99号 「板橋区における受動喫煙防止対策に関する陳情」
- ・第176号 「板橋区議会から受動喫煙防止対策に関する意見書の東京都への提出を求める陳情」
- ・第177号 「板橋区議会から東京都へ、受動喫煙防止対策に関する意見書提出を求める陳情」
- ・第203号 「板橋区における受動喫煙防止対策に関する陳情」
(第176号・第177号は全会一致で採択、平成30年3月2日都知事あて意見書提出)
(第203号は3項目中1項目のみ全会一致で採択)

(4) 第4章 区施設の対応方針について【本編 P11～13】

① 区施設の分類別対応方針と実施時期について

(ア) 第一種施設・・・敷地内禁煙（令和元年 7 月 1 日～）

幼稚園、小・中学校（以上「学校」）、保健所、健康福祉センター（以上「病院」）、児童館、保育園（以上「児童福祉施設等」）、情報処理センター、区役所本庁舎、区民事務所、赤塚庁舎、おとしより保健福祉センター、福祉事務所、土木事務所、公園事務所（以上「行政機関の庁舎」）等

(イ) 第二種施設・・・原則屋内禁煙（令和 2 年 4 月 1 日～）

地域センター、美術館、文化会館、体育館、ハイレイフプラザ、いこいの家、ふれあい館、高齢者在宅サービスセンター、福祉園、障がい者福祉センター、清掃事務所、エコポリスセンター、駐輪場、教育科学館、郷土資料館、榛名林間学園、八ヶ岳荘、図書館等

(ウ) 第一種施設との併設施設（第一種施設と同じ建物内に第二種施設がある場合、建物全体を第一種施設に準ずる取扱いとする）・・・敷地内禁煙（令和元年 7 月 1 日～）

区民事務所に併設する地域センター、児童館に併設する集会所等

② 改正法、都条例の規制対象除外施設等の対応方針について

公園、道路、路上喫煙禁止地区の喫煙場所について、現状と対応方針をまとめた。

(5) 第 5 章 受動喫煙防止対策について【本編 P14～20】

① 受動喫煙防止対策の 4 つの柱

(ア) 区民・事業者への新制度の普及啓発と相談窓口の開設

(イ) 新制度に向けた区施設の環境整備

(ウ) 屋外の環境整備

(エ) 禁煙・受動喫煙防止を促す健康支援

② 今後の方針

(ア) 区施設の受動喫煙防止対策について

上記の 4 つの柱を基本に、板橋区の施設について受動喫煙防止対策を個別具体的に推進していく。

(イ) 区内事業者等への対応について

都や他自治体の状況を見ながら、区内飲食店等の第二種施設の施設管理者に、改正法や都条例の全面施行について、引き続き周知していく。

(ウ) 今後の検討会について

受動喫煙防止対策及びその関連する課題については、必要に応じて、進捗状況、評価とあわせて、当面、本検討会において、検討していくものとする。

③ 4つの対策の柱と担当部署ごとの施策【本編 P17～18】

④ 区の主な受動喫煙防止対策スケジュール【本編 P19】

⑤ 検討経過【本編 P20】

(6) 資料編【本編 P21～28】

参考資料 1 区施設の分類表【本編 P22～24】

参考資料 2 路上禁煙地区の喫煙場所【本編 P25】

参考資料 3 板橋区受動喫煙防止対策検討会設置要綱【本編 P26～28】

2 区民、事業者への周知

今回の報告書については、健康福祉委員会に報告するとともに、「広報いたばし」臨時号や「区ホームページ」への掲載、公共交通機関のバスやコミュニティバス（りんりん号）の車内広告、都作成のリーフレットの窓口配付等で周知を図っていく。

3 今後の対応

- (1) 改正法、都条例、区の対応方針の周知・啓発等については、健康生きがい部（保健所）を中心に対応していくこととする。
- (2) 改正法、都条例、区の対応方針に基づく施設の管理権原者としての責務や必要に応じた条例・規則の改正については、それぞれの主管部署が責任を持って行う。
- (3) 公衆喫煙所の整備については、資源環境部が健康生きがい部（保健所）と連携しながら、用地の確保や助成制度の創設を進める。特に、来庁者の多い区役所本庁舎の存する板橋区役所前駅周辺については、令和元年7月1日から区役所本庁舎が「敷地内禁煙」となることも踏まえ、公衆喫煙所を設置する。